府令

○内閣府令第五号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項の規定等に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる内閣府令の規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項」に、「第三十九条の二第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第六項第五号

二　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第六項第五号

三　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第四項第五号

四　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第十条第四項第五号

（保険業法施行規則の一部改正）

第二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第五項第五号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項（事業再構築計画の認定）、第七条第一項（経営資源再活用計画の認定）、第九条第一項（経営資源融合計画の認定）、第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）、第十四条第一項（事業革新設備導入計画の認定）若しくは第十六条第一項（資源制約対応製品生産設備導入計画の認定）」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項（事業再編計画の認定）若しくは第二十六条第一項（特定事業再編計画の認定）」に、「第三十九条の二第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この府令の施行後に産業競争力強化法附則第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第十条の二第四項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

内閣府、総務省、農林水産省、

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）及び産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、産業競争力強化法施行規則を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

産業競争力強化法施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第五条―第十一条）
第三章　事業再編の円滑化
第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）
第二節　特定事業再編計画（第十七条―第二十一条）
第三節　特例措置（第二十二条―第四十条）
第四章　創業等の支援及び中小企業承継事業再生の円滑化
第一節　創業支援事業計画（第四十一条―第四十五条）
第二節　中小企業承継事業再生計画（第四十六条―第五十二条）
第五章　雑則（第五十三条―第五十八条）
附則

第一章　総則

（用語の定義）

第一条　この命令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）及び産業競争力強化法施行令（第四十条において「令」という。）において使用する用語の例による。

（主務省令で定める新たな事業活動）

第二条　法第二条第三項の主務省令で定める新たな事業活動は、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう。